

# 平成26年度歯と口腔の健康づくり 事業（案）について

## 〈目次〉

- ・ 平成26年度の取組方針（案）
- ・ ライフステージに応じた取組
  - ①妊娠婦期・乳幼児期
  - ②学童期・思春期
  - ③青年期
  - ④壮年期
  - ⑤高齢期
  - ⑥障がい児（者）
- ・ 普及啓発／検討評価

# **平成26年度の取組方針（案）**

- 平成24年度及び平成25年度に実施した調査結果を評価・検討し、その課題解決を目指した事業に取組む。
- 基本計画に掲げる指標の達成を目指した取組み内容とする。
- 行政、歯科医療や教育、福祉等にかかる関係団体、事業者及び医療保険者など、各分野の推進主体が役割分担をして連携しながら、総合的・計画的に取組んでいく。

2

## **①妊産婦期・乳幼児期**

3

## ①妊娠婦期・乳幼児期

### 達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
3歳児の一人平均むし歯本数	1.36本(H21)	1.11本(H23)	1本以下
3歳児におけるむし歯のない人の割合	68.3%(H21)	72.6%(H23)	80%以上
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある人の割合	—	72.5%(H24)	80%以上
3歳児の間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する習慣を持つ人の割合	—	31%(H24)	15%以下

4

## ①妊娠婦期・乳幼児期

### 調査結果

【平成24年度幼児に関する歯科保健行動調査より】

#### <概要>

- ・調査対象地域：宮城県全域
- ・対象者数：1,000人(3歳児)
- ・回答者数：794人／回答率79.4%

#### <結果>

- ◆ 3歳児の一人あたりのむし歯本数、有病率について、全国平均を上回っているが、年々改善傾向にある。ただし、地域間において最大1本程度の差があり、その要因として間食の回数等も影響していると思われる。
- ◆ 歯科保健行動：歯みがき剤使用が8割、フッ化物塗布あり7割、定期的受診3割
- ◆ 歯みがき指導：受診あり6割程度→幼稚園・保育所3割、歯科診療所2.5割  
市町村・保健所2割以下

### 取組の方向性

「むし歯をつくらない」「むし歯を増やさない」という考え方のもと、健康診査や幼稚園・保育所における歯みがき等の生活指導を推進するとともに、フッ化物応用の対策をさらに促進していく。

5

## ①妊産婦期・乳幼児期

### 取組

新規	取組	実施主体
	市町村乳幼児歯科保健担当者研修会	県(健康推進課)
新規	妊娠中からの歯科保健啓発事業【8020事業】	県(健康推進課), 市町村, 東北大学
	母子健康手帳の交付	市町村
	妊婦歯科健康診査	一部市町村
	母子歯科保健指導	市町村
	歯つらつファミリーコンクール	県歯科医師会, 県(健康推進課)
	子育て応援団すこやか2014	子育て応援団実行委員会(MMT外)
	歯とお口の健康相談	県歯科医師会
	「お母さんと子供のお口の健康！」の作成・配付	県歯科医師会
	1歳6ヶ月児／3歳児歯科健康診査	市町村
	2歳児／2歳6ヶ月児歯科健康診査	一部市町村
	乳幼児へのフッ化物の集団塗布・フッ化物洗口	一部市町村
	乳幼児むし歯予防総合教室【8020事業】	県(健康推進課)
	フッ化物洗口導入モデル事業	県(健康推進課)
	保育所の定期健康診断における歯科健診	保育所設置主体

6

## ①妊産婦期・乳幼児期

### ◎歯と口腔の健康づくり事業(県関係事業)

新規	事業名	事業内容	予定回数等	財源			
				国庫	県費	基金	左記以外
	市町村乳幼児歯科保健担当者研修会	宮城県の乳幼児のむし歯や歯科保健全体の現状を知り、妊娠中からの歯科保健の重要性を再認識することにより、市町村が実施する妊産婦期・乳幼児期の保健指導等に活かしていくことができるよう研修会を実施する。	1回				
新規	妊娠中からの歯科保健啓発事業【8020事業】	市町村の協力を得て、母子保健手帳交付時に妊娠中の口腔ケアや乳幼児期からのむし歯対策の必要性と方法、乳歯のフッ化物塗布の有効性や塗布スケジュールを記載した小冊子を市町村担当職員(保健師、栄養士、歯科衛生士)から配布・説明する。	随時	○			
	乳幼児むし歯予防総合教室【8020事業】	対象を原則0歳から3歳未満の乳幼児とその保護者として、歯と口腔の健康管理・口腔ケアの実演、フッ化物配合歯みがき剤の紹介、歯みがき指導、フッ化物塗布等を実施する。【委託による実施】	2回	○			
	フッ化物洗口導入モデル事業	市町村関係職員への研修、施設職員研修及び保護者説明会に係る技術的支援、導入経費に係る一部補助、その他必要な助言指導を行う。	5市町 (調整中)		○		7

①妊娠婦期・乳幼児期

## 妊娠中からの歯科保健啓発事業 【8020事業】

新規

### <目的>

乳歯むし歯の予防、口腔清掃の習慣づけの重要性について、妊娠時から保護者へ啓発することにより、1歳6ヶ月児健診以前のむし歯予防を促進し、幼児歯科保健の向上に資する。

### <内容>

市町村の協力を得て、母子保健手帳交付時に妊娠婦の口腔ケアや乳幼児期からのむし歯対策の必要性と方法、乳歯のフッ化物塗布の有効性や塗布スケジュールを記載した小冊子を市町村担当職員（保健師、栄養士、歯科衛生士）から配布・説明する。

8

## ②学童期・思春期

9

## ②学童期・思春期

### 達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
12歳児の一人平均むし歯本数	1.76本(H21)	1.5本(H24)	1本以下
12歳児におけるむし歯のない人の割合	42.2%(H21)	47.8%(H24)	全国平均を上回る値
12歳児における歯肉に異常のある人の割合	7.0%(H21)	6.1%(H24)	全国平均を下回る値
過去1年間に歯磨きの個別指導を受けた人の割合	—	24.8%(H24)	30%以上
フッ化物配合歯磨き剤の使用割合	—	53.1%(H24)	90%以上

10

## ②学童期・思春期

### 調査結果

【平成24年度学校保健統計調査より】

#### <結果>

- ◆ 12歳児の一人あたりのむし歯本数について、全国平均を上回っているが、年々改善傾向にある。
- ◆ 6歳から17歳までのむし歯有病率について、全年齢層で全国平均を上回っている。
- ◆ 12歳児の口腔疾患・異常(歯列・咬合、歯垢の状態、歯肉の状態)の状態について、全国平均を上回っている。

### 取組の方向性

児童生徒が歯と口腔の発育や疾病異常など自分の健康状態を理解し、保持増進する生活態度や生活習慣を身に付けられるような歯科保健指導を実施する。

11

## ②学童期・思春期

### 取組

取組	実施主体
就学時健康診断における歯科健診	市町村教育委員会
幼稚園・学校での定期健康診断における歯科健診	市町村教育委員会
健康な口腔とよい歯の幼稚園・学校表彰	県歯科医師会
歯と口の健康に関する図面・ポスターコンクール	県歯科医師会
幼稚園・学校でのフッ化物洗口	一部幼稚園, 一部町・小学校
学校保健研修事業	県教育委員会
児童生徒定期健康診断事業	県教育委員会
学校・地域保健連携推進事業	県教育委員会
生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業	県教育委員会
歯とお口の健康相談[再掲]	県歯科医師会
学校歯科健診パネルの作成・配付	県歯科医師会
小・中学生体験歯みがき教室【8020事業】	県(健康推進課)

12

## ②学童期・思春期

### ◎歯と口腔の健康づくり事業(県関係事業)

事業名	事業内容	予定回数等	財源			
			国庫	県費	基金	左記以外
学校保健研修事業	教職員の資質向上及び学校保健活動の充実を図るため、学校保健研修会を実施するもの。	(実施)	○			
児童生徒定期健康診断事業	県立学校において、法令に基づく定期健康診断を実施し、学校生活が円滑に行われるよう適切な保健管理、保健指導を行う。	(実施)		○		
学校・地域保健連携推進事業	○学校保健課題解決 県内7教育事務所と県の8ブロックで各地域の健康課題について協議し、課題解決のための研修会等を実施する。 ○専門家派遣 各学校の希望に応じ専門家を派遣し、学校保健を推進する。	(実施)	○			

13

## ②学童期・思春期

### ◎歯と口腔の健康づくり事業(県関係事業)

事業名	事業内容	予定回数等	財源			
			国庫	県費	基金	左記以外
生きる力をはぐくむ 歯・口の健康づくり推進事業	推進指定校において、学校・家庭・地域社会が連携して、子どもの生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくりを実施する。	(1校)				○
小・中学生体験歯みがき教室	県内の小・中学校の児童、生徒を対象としてブラッシング指導をはじめ、フッ化物配合歯みがき剤の紹介、口腔内カメラ、顕微鏡、ビデオ上映等を活用した健康教育等を実施する。 【委託による実施】	11回	○			

14

## ③青年期 ④壮年期

15

### ③青年期

#### 達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
かかりつけ歯科医を持つ割合	調査中	46.8% (H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている割合	—	23.3% (H24)	30%以上
歯間清掃用器具(デンタルフロスや歯間ブラシ等)を使用する人の割合	—	45.5% (H24)	60%以上
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	調査中	58.7% (H22)	100%

16

### ④壮年期

#### 達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
かかりつけ歯科医を持つ割合	調査中	55.9% (H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている割合	—	31.1% (H24)	45%以上
歯間清掃用器具(デンタルフロスや歯間ブラシ等)を使用する人の割合	—	57.7% (H24)	70%以上
進行した歯周病の人(4mm以上の歯周ポケットを有する人)の割合	—	45.0% (H24)	40%以下
60歳で24本以上歯を保持する割合 ※ 現状値は「60歳で25本以上歯を保持する割合」	調査中	※ 38.6% (H22)	50%以上
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	調査中	42.9% (H22)	100%

17

### ③青年期・④壮年期

#### 調査結果

【平成24年度歯と口腔の健康実態調査より】

#### <概要>

- ・調査対象地域：宮城県全域
- ・対象者数：1,300人（20～84歳男女／5歳刻みでの抽出）
- ・回答者数：989人／回答率76.1%

#### <結果>

- ◆ 総じて、むし歯及び歯周疾患ともに全国より多い傾向であった。
- ◆ 未処理歯数については、特に20～39歳において、全国よりも多い本数であった。
- ◆ デンタルフロスや歯間ブラシ等を使用している方は約5割であった。特に20歳代においてはあまり使用されていなかった。
- ◆ フッ素入りの歯みがき剤を利用している方は約5割、歯みがき剤を利用しているが分からぬ方が約3割であった。
- ◆ 喫煙者は男性が3割弱、女性が約4%であり、特に50歳未満の男性において（5歳刻みの世代内で）35%を超えていた。

18

### ③青年期・④壮年期

#### 調査結果

【平成25年度職場における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査より】

#### <概要>

- ・調査対象：（公社）宮城労働基準協会所管の衛生管理者の会に属する事業所
- ・対象者数：325事業所
- ・回答者数：119事業所／回答率36.6%

#### <結果>

- ◆ 歯科健診：4事業所（3%）、歯科保健に関する健康相談：1事業所（1%）  
普及啓発活動：6事業所（5%）、健康相談と普及啓発：2事業所（2%）
- ◆ （上記以外の）その他歯と口腔の健康づくりに対する支援：7事業所（6%）
- ◆ 喫煙と歯と口腔の健康に及ぼす影響について、従業員に知られていないと回答した事業所は4割弱であった。

#### 取組の方向性

歯科治療の受診を促すとともに、歯周疾患の予防に向けた環境整備や歯間清掃用器具の使用などの啓発を推進する。

19

### ③青年期・④壮年期

#### 取組

##### (1) 地域における歯科保健

取組	実施主体
健康手帳の交付	市町村
歯周疾患健診等の実施	市町村
歯の健康相談、健康教育の実施	市町村
子育て応援団すこやか2014[再掲]	子育て応援団実行委員会(MMT外)
歯とお口の健康相談[再掲]	県歯科医師会
介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	県(長寿社会政策課)
青年期の口腔ケア普及啓発事業	県(健康推進課)

新規

\* 禁煙への取組みについては、他に実施している事業において実施する予定。

##### (2) 職場における歯科保健

取組	実施主体
事業所歯科健康診査	事業者、県歯科医師会、健康保険組合
成人歯科健診実施向上化事業	県(健康推進課)、県歯科医師会

新規

20

### ③青年期・④壮年期

#### ◎歯と口腔の健康づくり事業(県関係事業)

事業名	事業内容	予定回数等	財源			
			国庫	県費	基金	左記以外
介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	口腔ケアの普及啓発として歯科診療所にパンフレットを配布する。	(実施)		○		
青年期の口腔ケア普及啓発事業	歯周病予防普及啓発グッズ(むし歯・歯周病予防のポイント記載のパッケージ入り糸付きようじ)を配布する。	(実施)		○		
成人歯科健診実施向上化事業	協会けんぽ、宮城産業保健推進センター、宮城労働基準協会等と協力し、研修等の機会を捉えて、歯科保健対策の必要性等の普及啓発を行い、職場における歯科健康診査の実施率の向上を図る。	(実施)				

新規

新規

21

## ⑤高齢期

22

### ⑤高齢期

#### 達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
80歳で20本以上歯を保持する人の割合	調査中	31.8%(H22)	42%以上
かかりつけ歯科医を持つ割合	調査中	66.1%(H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている割合	—	56.8%(H24)	60%以上
進行した歯周病の人(4mm以上の歯周ポケットを有する人)の割合	—	63.5%(H24)	55%以下
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	調査中	34.7%(H22)	100%

23

## ⑤高齢期

### 調査結果

【平成24年度老人福祉施設等における歯科保健等調査より】

#### <概要>

- ・調査対象施設：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・対象者数：190施設
- ・回答者数：98施設／回答率51.6%

#### <結果>

- ◆ 一人あたりのむし歯本数：養護2.24本、特養5.05本、軽費6.74本
- ◆ 喪失歯本数：養護9.47本、特養11.08本、軽費19.36本
- ◆ 年1回以上の歯科健診実施は4割、歯科保健行動（歯みがき・口腔ケア等）は9割程度実施。
- ◆ 歯科医師の協力：往診7割、緊急時の対応3割
- ◆ 在宅歯科医療連携室：知っているという施設が3割強、うち利用は4施設。

### 取組の方向性

要介護者が適時、適切に歯科口腔ケアを受けることができる体制の構築に向けて、施設職員の資質向上や関係機関の連携体制を推進する。

24

## ⑤高齢期

### 取組

取組	実施主体
訪問口腔衛生指導	市町村
社会福祉施設の定期健康診断における歯科健診	社会福祉施設設置主体
8020よい歯のコンクール	県歯科医師会
歯とお口の健康相談[再掲]	県歯科医師会
介護予防に関する事業評価・市町村支援事業[再掲]	県(長寿社会政策課)
歯科口腔保健支援事業<被災者健康支援>	県(健康推進課)
在宅歯科医療連携室整備事業	県(健康推進課)
要介護者の口腔ケア支援者研修事業【8020事業】	県(健康推進課)

25

## ⑤高齢期

### ◎歯と口腔の健康づくり事業(県関係事業)

事業名	事業内容	予定回数等	財 源			
			国庫	県費	基金	左記以外
[再掲] 介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	[再掲のため省略]	(実施)		○		
歯科口腔保健支援事業[被災者健康支援]	仮設住宅等の入所者に対して、集会場等を会場に、口腔の健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を目的として、歯科医師、歯科衛生士による歯科保健指導、歯科相談を実施する。【補助による実施】	(実施)			○	
在宅歯科医療連携室整備事業	住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、在宅歯科における医科や介護等の他の分野とも連携を図るための窓口を設置し、病気や障がい等により在宅等で療養している通院が困難な方や介護を受けている方の歯と口腔に関する相談に対処する。【委託による実施】	随時	○			
要介護者の口腔ケア支援者研修事業 【8020事業】	施設職員やヘルパー等を対象に、要介護者の口腔ケアの必要性と方法等に関する研修会を実施する。【委託による実施】	3回	○			26

## ⑥障がい児（者）

## ⑥障がい児（者）

### 達成指標

なし

### 調査結果

【平成24年度老人福祉施設等における歯科保健等調査より】

#### ＜概要＞

- ・調査対象施設：障害者支援施設 \*現障害福祉サービス（施設入所支援）、**福祉型障害児入所施設**
- ・対象者数：38施設
- ・回答者数：22施設／回答率57.9%

#### ＜結果＞

- ◆ 一人あたりのむし歯本数：4.89本
- ◆ 哀失歯本数：4.55本
- ◆ 年1回以上の歯科健診実施は5割超、歯科保健行動（歯みがき・口腔ケア等）は9割程度実施。
- ◆ 歯科医師の協力：往診が3割、緊急時のみ対応2割
- ◆ 在宅歯科医療連携室：知っているという施設が2割、うち利用はなかった。

28

## ⑥障がい児（者）

### 取組の方向性

障がい児（者）が適時、適切に歯科口腔ケアを受けることができる体制の構築に向けて、施設職員の資質向上や関係機関の連携体制を推進する。

### 取組

取組	実施主体
社会福祉施設の定期健康診断における歯科健診[再掲]	社会福祉施設設置主体
介護予防に関する事業評価・市町村支援事業[再掲]	県（長寿社会政策課）
在宅歯科医療連携室整備事業[再掲]	県（健康推進課）
障がい児（者）の口腔ケア支援者研修事業【8020事業】	県（健康推進課）
障がい者入所施設歯科健診・口腔ケア指導モデル事業	県（健康推進課）

新規

29

## ⑥障がい児（者）

### ◎歯と口腔の健康づくり事業(県関係事業)

事業名	事業内容	予定回数等	財源		
			国庫	県費	基金
[再掲] 介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	[再掲のため省略]	(実施)		○	
[再掲] 在宅歯科医療連携室整備事業	[再掲のため省略]	随時	○		
障がい児(者)の口腔ケア支援者研修事業 【8020事業】	施設職員やヘルパー等を対象に、障がい児(者)の口腔ケアの必要性と方法等に関する研修会を実施する。【委託による実施】	2回	○		
障がい者入所施設歯科健診・口腔ケア指導モデル事業  新規	○入所施設を訪問して、障がい者の歯科健診及び口腔ケアを実施するとともに、施設職員に対して日常の口腔ケアについて助言指導を行う。 ○歯科健診後、再度同一の入所施設を訪問し、口腔ケアの実施状況について確認するとともに必要な指導を行う。【委託による実施】	3施設		○	

30

## ⑥障がい児（者）

### 障がい者入所施設歯科健診・口腔ケア指導モデル事業

新規

#### ＜目的＞

施設入所障がい(児)者に対して、歯科医療機関と施設とが協力して入所者の歯と口腔の健康管理が推進・定着されるよう施設に啓発・勧奨する。

#### ＜内容＞

##### 1 歯科健診及び口腔ケアの実施、助言指導の実施

歯科医師と歯科衛生士が入所施設を訪問して、障がい者の歯科健診及び口腔ケアを実施するとともに、施設職員に対して日常の口腔ケアについて助言指導を行う。

##### 2 健診等実施後の確認及び指導

歯科健診後、再度同一の入所施設を訪問し、口腔ケアの実施状況について確認するとともに必要な指導を行う。

＜期間＞ 平成26～28年度の3カ年

＜方法＞ 委託による実施

＜施設数＞ 3施設程度を想定

31

# **普及啓発／検討評価**

## **○普及啓発**

取 組	実施主体
歯の衛生週間／歯と口腔の健康づくり月間、健康まつり等における普及啓発活動(イベント等)	県・市町村・県歯科医師会 外関係機関
広報誌や新聞への掲載	

## **○検討評価**

- ・宮城県歯科保健推進協議会
- ・8020運動推進特別事業検討評価委員会 等

## **○その他**

- 口腔保健支援センターに関する調査研究
  - ・(設置の場合の)口腔保健センターとの役割分担
  - ・他都道府県における運営状況等の把握及びその内容を踏まえた設置の是非の検討